



**MIZUHO**  
みずほ銀行

## マネー・ローンダリングの水際取締りに係る協力に関する覚書

マネー・ローンダリングは、我が国の経済、社会、財政及び国民の安全並びに合法的な国際貿易に関係する全ての当事者の利益にとって有害であること、そして、金融機関を利用して行われる可能性があること

マネー・ローンダリングを防止するため、税関が水際取締りを強化する必要があること

税関と株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）との協力関係の強化が、マネー・ローンダリングの水際取締りにおいて、税関にとって有意義なものであること

また、そのような協力関係はみずほ銀行、その取引先企業及び顧客等合法的に貿易に従事する全ての当事者にとっても有益なものであること

上記を認識のうえ、マネー・ローンダリングの水際取締りのために財務省関税局とみずほ銀行は次のとおり合意した。

- （１）財務省関税局とみずほ銀行との協力関係を強化すること。
- （２）税関及びみずほ銀行が抱える課題と問題点の相互理解に努め、両者の有意義な情報交換を促進すること。

なお、この覚書は、法令に基づく義務を免除するものでないことを確認する。

2025年12月4日

財務省

関税局長 寺岡 光博



株式会社みずほ銀行

取締役頭取 加藤 勝彦

